

① 近年の集中豪雨に代表される地球環境規模の異常気象は、高根沢町でも例外ではない。特に、ゲリラ豪雨と表現される集中豪雨に対し、対策を講じる必要があると思うことから、次の二点に関し施策を進めること。

(1) 幹線道路が冠水し、通行止めや住宅敷地への浸水事例が発生しており、安心安全な住環境が危うくなっている（例：タイガーズポリマーから元サンクスにかけての町道348号線、テイ・エステックの出入口周辺町道494号線等々）。町内には対応を求められている箇所が数多くあると思われるので、年次計画を立てて対策を進めること。

【回答】

現在、雨水対策については、降雨時の現地確認や地元からの要望等に基づき、雨水浸透柵等を設置しているところですが、近年の気候変動の影響によるスーパー台風やゲリラ豪雨等の多発化に伴って、雨水浸透柵では対応しきれないケースも生じております。

今年7月27日に発生した大雨では、市街地内において道路の冠水や住宅の浸水といった被害が発生したことから、来年度において、早急に水害対策の必要な箇所の調査や被害の防止・軽減のための対策検討を進める予定です。

(2) 浸水被害の軽減、健全な水循環の回復に効果的に取り組む必要があることから、「雨水の利用の推進に関する法律」に鑑み、宅地内における雨水貯留層設置及び雨水浸透柵設置費用に対し補助を行うこと及びそのための予算措置をすること。

【回答】

抜本的な雨水対策としては、道路整備に併せて雨水管渠等を整備することが最も効果的であることから、雨水管渠整備を優先的に進めていくことが重要であると考えております。なお、宅地内（民地）における雨水貯留層設置及び雨水浸透柵設置費用に対する補助制度の導入については、財政負担が際限なく増えてしまうことから、現在のところその考えはございません。

② 地球温暖化が進み、特にこの夏は記録的な猛暑となっている。これまで、小中学校体育館のエアコン等空調設備の設置については、多額の費用を要することから予算措置が見送られてきた。

しかしながら、小中学生の学習環境の充実を図ることや、体育館が防災の拠点であり避難場所に指定されていることを考慮すると、特にお年寄りや幼い子供、妊婦などの体調管理には、空調設備の設置は必要である。

さらに、ここ数年来のコロナ禍の対応において必要性は論を待たないことから、小中

学校の体育館のみならず農業者トレーニングセンター等全ての町有体育館にエアコン等空調設備を設置すること。

【回答】

小中学校のエアコン設置につきましては、年間を通して、学校行事、季節による温湿度変化、活動環境などの関連性を考慮した上で、指導計画や活動内容を工夫することにより対応しているため、現在のところ、具体的な設置の計画はございません。

しかしながら、熱中症の根本的解決のためにエアコン設置が不可欠と感じておりますので、国の補助金の動向を見ながら、先進事例の情報を収集して設置費や維持管理費の費用面について検証を行い、設置に向けての検討を進めていきたいと考えております。

また、町有体育館のエアコン等の整備につきましても、公共施設等総合管理計画や新庁舎整備基本計画などを踏まえて、小中学校体育館と同様に設置について検討していきたいと考えております。

なお、避難場所としての使用においては、レンタル資機材の供給に関する協定により、災害時の空調設備、発電機等の必要な資機材を迅速に調達できる体制を構築しております。

- ③ 農業の将来性を考えると、担い手の育成・確保、効率的な農地利用、生産性の向上は必要不可欠な状況であることから、スマート農業や土地改良基金の創設による圃場の大区画化の推進に向け、優先的に事業を推し進めるための予算措置を確実に講じること。

【回答】

農業者の高齢化や後継者不足、農業従事者の減少が見込まれる中、本町の基幹産業である農業を守り、持続的に発展させていくためには、担い手の経営規模の拡大、農作業の効率化に向けた農地の大区画化による集積・集約化、土地利用型園芸作物の生産拡大による収益力向上に資する水田の汎用化、さらには労働力不足への対応を図る観点からのスマート農業等に適した基盤整備である農地整備の必要性は高いと考えております。

これらの事業を進めていくためには、何よりも地域の農業者の皆さんの合意形成が図られることが大前提となることから、今年7月から8月にかけて、全ての地区で「人・農地プラン懇談会」を開催し、今後の地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者と、現在の状況や近い将来の農業の在り方等に関する意見交換を行ったところであり、今後も継続してスマート農業や土地改良事業等を含めた意見交換の場として「人・農地プラン懇談会」を実施する中で、農業者の皆さんの理解が深まり、合意形成が図られていくよう丁寧な説明に努めながら、必要に応じて事業推進のための予算措置を講じてまいります。

④ ワーク・ライフ・バランス、働き方改革関連法による残業時間の上限規制、有給や男性育児休業取得率の向上など、職員の実質的な就労時間は短縮されているが、業務縮小、スクラップは難しい状況にある。さらに、近年の異常気象や感染症の流行等、職員の負担は肉体的にも精神的にも大きいものとなっている。そのため、長期的な休暇を取得している職員が見受けられる。

このような状況の改善に向け、職員体制の見直し、働きやすい環境や業務の遂行に専念出来る環境確保に向け、適正な職員配置を絶え間なく検討し、必要な措置を講じること。

【回答】

多発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応、転換期を迎える各種制度改正への対応等、業務量は増加傾向にあることから、近年は職員数の増員を図り、職員数の適正管理に努めているところです。

人員の配置については、毎年度、各所属の事業量を勘案した人数を配分するとともに、新型コロナワクチン接種のように事業量の大幅な増加が見込まれる場合には、年度途中であっても機動的に職員配置の見直しを行い負担の分散化を図っております。

また、特定の職員に負担が集中しないよう、1か月における上限時間を超える時間外勤務が行われた場合にあっては、当該所属に対して、時間外勤務過多の要因や時間外勤務の縮減に向けた今後の業務改善策の提出を義務付けております。

今後も、それらの取り組みを継続しながら、適正な職員配置に努めてまいります。